

村税等の徴収強化実施のお知らせ

村税等について徴収の徹底を図ります！

税金は、福祉、医療サービス、教育、防災等の大切な財源です。

多くの方が、決められた納期限までに自主的に納付されていますが、残念ながら滞納している方もいます。

村では、きちんと納税している方との公平性を確保するため、福島県の協力のもと徴収の徹底強化を実施します。

なお、11月～1月までの3か月間を「滞納整理強化期間」とし、**預貯金や給与などの財産差押え**について強化して実施していきます。

税金は納期限内の一括納付が原則です。滞納にならないよう納期限までに納付してください。

納付等についての相談は、お早めにお願ひします。

税務課 ☎55-3113

「女性の人権ホットライン」強化週間 11月15日から21日

福島地方法務局と福島県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談を実施します。

全国共通ナビダイヤル 0570-070-810

期 間 11月15日(水)から21日(火)までの7日間

時 間 午前8時30分～午後7時

※11月18日(土)、19日(日)は午前10時～午後5時

人権週間 12月10日(世界人権宣言採択日)は「人権デー」です。

福島地方法務局及び福島県人権擁護委員連合会では、12月4日から12月10日までを第75回人権週間とし、啓発活動や相談活動を行います。人権擁護委員が人権相談所を開設して、人権相談に応じます。相談は無料、秘密は厳守します。

人権相談所

日 時 12月4日(月) 午前10時～午後3時まで

場 所 平田村役場 別棟会議室

相談対応者 平田村人権擁護委員

午前10時～12時 三本松公平、白石 秀子

午後1時～3時 関根 猛、芳賀 育子

住民課 ☎55-3112

強化週間・人権週間に限らず、電話相談を実施しています。人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 (Service Hours) 平日 (Weekdays) 9:00～17:00

みんなの人権 110番 0570-003-110 こどもの人権 110番 0120-007-110

女性の人権ホットライン 0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline.) 0570-090911

福島地方法務局人権擁護課 ☎024-534-1994

国保だより

医療機関等でマイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関等でマイナンバーカードが健康保険証として利用できます。（マイナポータルでの申込みが必要になります。）

利用に当たっては、医療機関等にカードリーダーが設置されている必要があります。

※各種医療費受給者証（こども医療費受給者証、重度障害者医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証など）をお持ちの方は、これまでどおり医療機関等の窓口にご提示ください。

(1) 健康保険証としてずっと使える！

就職や転職、引っ越しをした場合でも、切替手続き後に健康保険証が手元に届くのを待たずに、マイナンバーカードで受診することができます。（ただし、マイナンバーカードの「電子証明書」に新しい健康保険情報が連携されるまでに数日かかる場合があります。）

※ご注意 健康保険は自動で切り替わらないため、健康保険の加入、脱退のお手続きは、今までどおり今後も必要となります！

(2) 健康管理をするときに便利！

マイナポータルで、自分の薬剤情報や特定健診情報を確認できるようになりました。

患者の同意のもと、医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに適切な診療や服薬管理が可能となりました。

マイナポータルでの申し込みなど、ご不明な点は住民課までお問い合わせください。

住民課 ☎ 55-3112

国民年金だより

11月はねんきん月間です

年金保険料、納めていますか？この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

いいみらい
11月30日は
年金の日

「年金の日」とは

厚生労働省は、国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日とし、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としました。

マイナポータルを使って以下のことができます

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の電子データの受け取り
- 国民年金保険料学生納付特例等の電子申請

ほかにも

- ・ ご自身の年金記録の確認
- ・ 将来の年金見込額の試算
- ・ 「ねんきん定期便」や各種通知書の確認 など



詳しくは「ねんきんネット」で検索

スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部サービスのみが利用できます

ねんきんネット

検索

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



スマホでアクセス

ご不明な点は住民課または年金事務所までお問い合わせください。

住民課 ☎ 55-3112 / 郡山年金事務所 ☎ 024-932-3434